

第6章 道路付属物

第1節 道路付属物

道路付属物の設計に当たっては各種示方書・指針等によるほか、適用に当たっては本要領に留意するものとする。

1 防護柵

1-1 防護柵の設計に用いる示方書等

防護柵設置については「防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）」及び「車両用防護柵標準仕様」に基づき設置するほか、この設置基準により設計するものとし「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考に景観への配慮に努めるものとする。

- 1) ガードレール、ガードパイプのBp・Apタイプについては、支柱ビーム JISH8641「溶融亜鉛」2種（HDZ55）の $550\text{g}/\text{m}^2$ （片面の付着量）以上とし、その他の部材は、2種（HDZ35）の $350\text{g}/\text{m}^2$ （片面）以上とする。

なおP種については、支柱（厚さ3.2mm以上） $550\text{g}/\text{m}^2$ （片面）ビームは、 $350\text{g}/\text{m}^2$ （片面）とする。

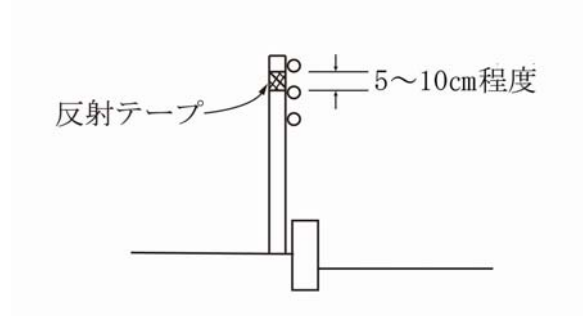
1-2 車両用防護柵の種類の設定等

1) 端部処理など

① 夜間反射テープ

夜間の視線誘導を行うため、支柱には夜間反射テープを張付すること。

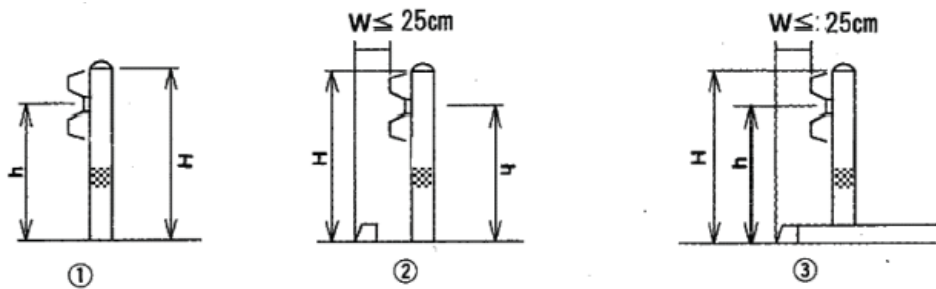
テープの色彩については、白色とする。巾は10cmとする。



2) 防護柵高さ

車両用防護柵の路面から防護柵上端までの高さは、原則として、0.6m以上1.0m以下とする。

・標準（ガードレールの場合）



○ $W > 25\text{cm}$ になる場合

- ・ $h = 600\text{mm}$ を標準とする
- ・ $0.6\text{m} \leq H \leq 1.0\text{m}$
- ・ $25\text{cm} =$ 建築限界
- ・ ☒ 反射テープ 巾 10cm

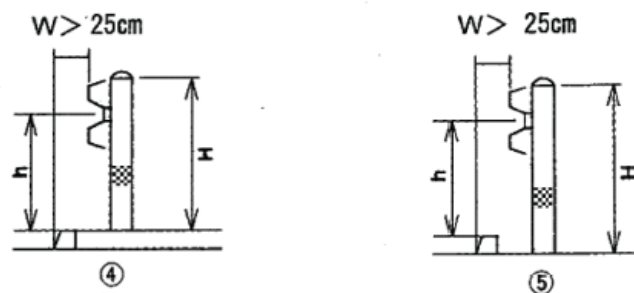
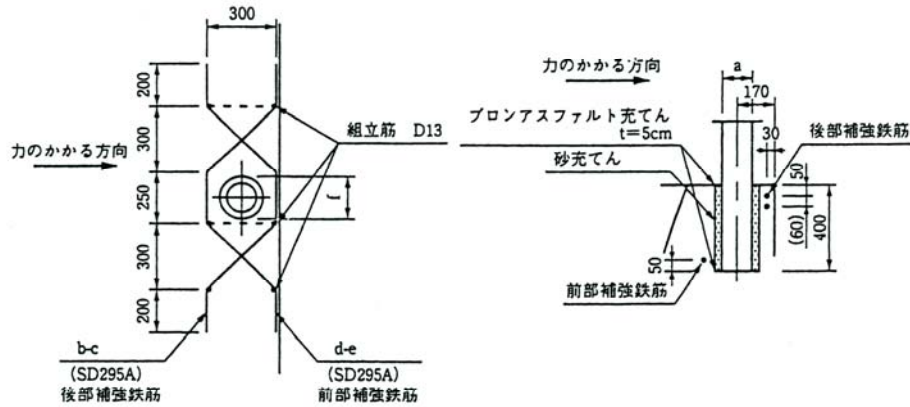


図1-1



注) 組立筋は無筋コンクリート構造物の場合に設置するものとする。

組立筋：例

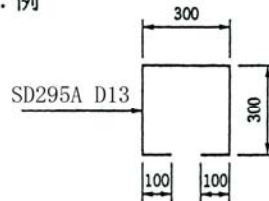


図 1-2

表 1-1 ガードレール補強鉄筋数量 (参考) 支柱 10 本当たり

種 別	構造物の種類	単位	数 量			
			D22	D19	D16	D13
SB, SA, S S, SSm	鉄筋構造物 (コンクリート強度) $\sigma_{ck} = 21 \text{ N/mm}^2$	kg	46	-	-	15
A, SC, SAm		kg	-	-	-	30
C, Cm, B, Bm, Am, SCm, SBm		kg	-	-	-	30
SB, SA, S S, SSm	無筋構造物 (コンクリート強度) $\sigma_{ck} = 18 \text{ N/mm}^2$	kg	-	68	-	48
A, SC, SAm		kg	-	-	47	48
C, Cm, B, Bm, Am, SCm, SBm		kg	-	-	-	63

3) 防護柵（コンクリート中）の基礎構造
①埋め込み深さ 25 cm

表 1-2 補強鉄筋の形状

		SB, SA, SS, SSm	A, SC, SAm	C, Cm, Am, SCm, B, Bm, SBm
	支柱寸法 a	□125×125×6	φ-139.8×4.5	φ-114.3×4.5
	f	φ 220	φ 220	φ 220
鉄筋構造物	b (本)	2	2	2
	C	D25	D22	D16
	d (本)	1	1	1
	e	D25	D22	D16

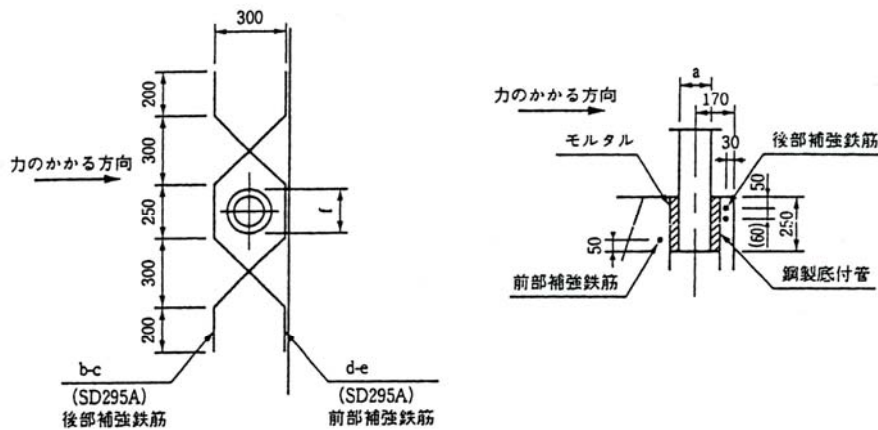


図 1-3

表 1-3 ガードレール補強鉄筋数量（参考）支柱 10 本当たり

種 別	構造物の種類	単位	数 量		
			D25	D22	D16
SB, SA, SS, SSm	鉄筋構造物 (コンクリート 強度) $\sigma_{ck} = 21\text{N/mm}^2$	kg	179	-	-
A, SC, SAm		kg	-	137	-
C, Cm, Am, SCm, B, Bm, SBm		kg	-	-	70

1-3 歩道等に設置する場合の方法

(1) 歩車道境界部

(a) 歩道等で車両の路外逸脱を防止し、かつ歩行者を車両より保護するために必要な区間の区別はA_p及びB_pとする。ただし側道に設置する歩道の場合はC_pとすることができる。

(2) 歩行者自転車用柵

(a) 歩行者自転車用防護柵の種別は横断防止柵、転落防止柵に区分される。

① 歩道、自歩道等の路外が危険なため歩行者、自転車等の転落を防止、その他自転車が安全な通行を確保する必要がある区間については種別P種、高さ1.1mの防護柵を設置する。(ただしP種の高さ1.1mとは上段ビームの上面までの高さである。)

転落防止柵の必要な区間は、歩道面までの垂直高さが30 cm以上の区間、また、盛土区間で在来地盤から歩道面までの垂直高さが50 cm以上の区間。

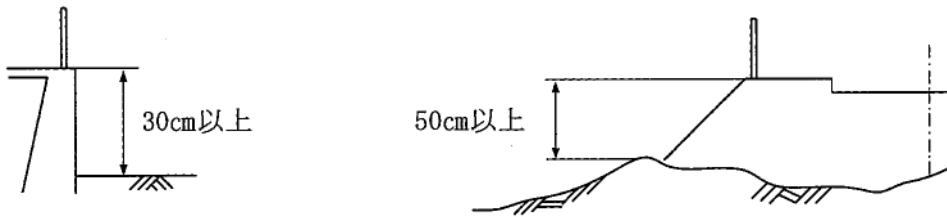


図1-4

② 歩行者等の車道横断防止を目的として設置する区間については、種別P種、高さ70～80 cmの防護柵を設置する。

③ 設置位置

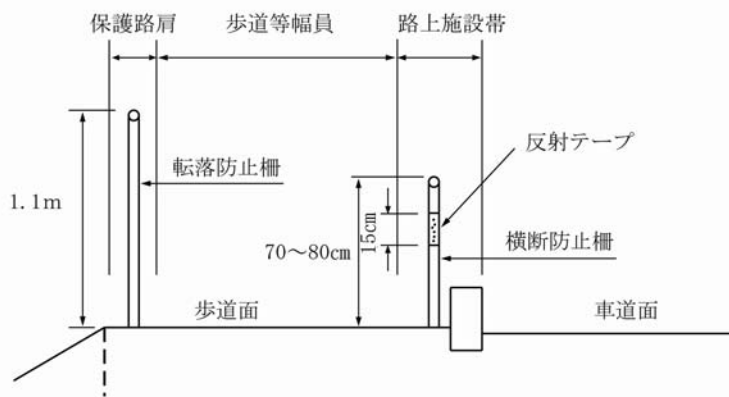


図1-5

(b) 種別毎に適用する道路の区間及び設計条件は表1-6に掲げるとおりとする。

(c) 防護柵は歩行者等の快適な通行を確保するため極力突起を少なくする等の配慮をするものとする。

(d) 児童などのよじ登りを防止するため縦構造を採用することが望ましい。また、幼児がすり抜けて転落するおそれも考慮して、柵間隔及び部材と路面との間隔を15 cm以下とすることが望ましい。

(e) 夜間の視線誘導を行うため、支柱には夜間反射テープを張付すること。テープの色彩については白色とする。巾は10cmとする。

歩行者自転車用柵は、原則として種別Pを適用するものとし、歩行者等の滞留が予想される区間および橋梁、高架の区間に設置される転落防止を目的とした柵は、種別SPを適用するものとする。

表 1-4

種別	設置目的	設計強度	高さ (cm)	支 柱			
				支柱間隔 (m)	埋込み深さ (cm)	備考	
P	転落防止	垂直荷重 590N/m	110	3.0 支柱 φ 60.5	E	120 ^{*1}	土埋込みを標準とする。 根固め寸法 30×30×80cm (30×30×45 Cm)
					C	80 ^{*1} (45)	
					W	20	
	横断抑止	水平荷重 390N/m	70	3.0 支柱 φ 60.5	E	100	コンクリート根固めを 標準とする。 根固め寸法 30×30×40cm
					C	40	
			80		W	20	
SP	転落防止	垂直荷重 980N/m 水平荷重 2,500N/m	110	1.5~2.5	C	40 ^{*1} (40)	連続基礎による埋込み を行うものとする。 連続基礎寸法 30×90cm (30×50cm)
					W	20	

注1) Eは土中埋込み、Cはコンクリート根固め、Wは橋梁、高架、擁壁などの構造物上に設置する場合である。

- 2) *1の値は路肩側方余裕10cm以上50cm未満、のり勾配1:1.5より穏やかで中位以上の地耐力を有する土質条件(N値10程度の砂質地盤)の場合である。
- 3) ()の値は、路肩側方余裕50cm以上で中位以上の地耐力を有する土質条件(N値10程度の砂質地盤)の場合である。

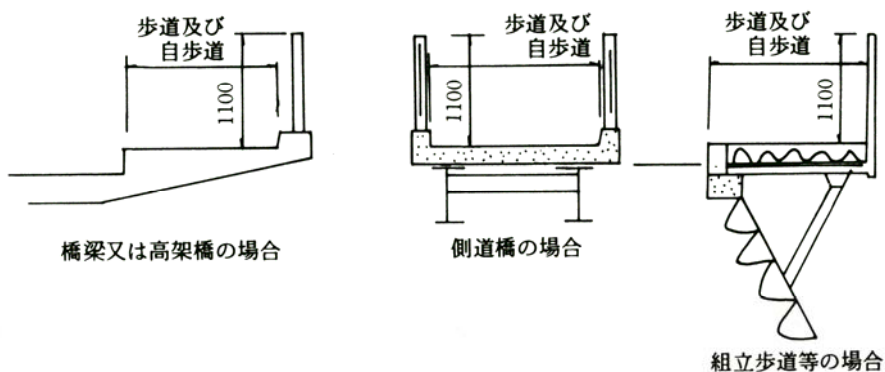
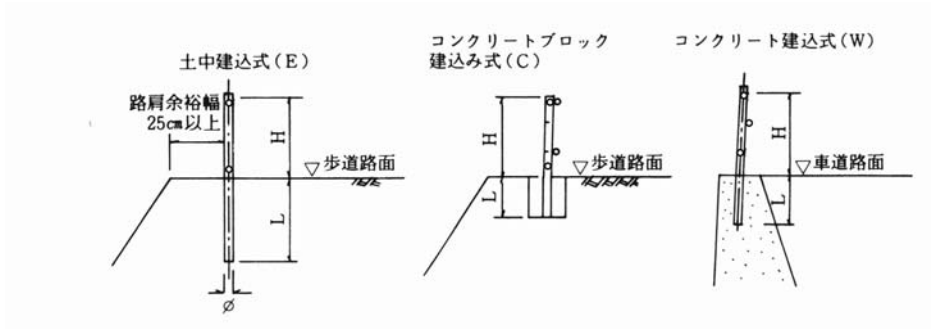


図 1-6



注) Hは柵高とする。(H=1100)

図1-7

(3) 防護柵P種基礎

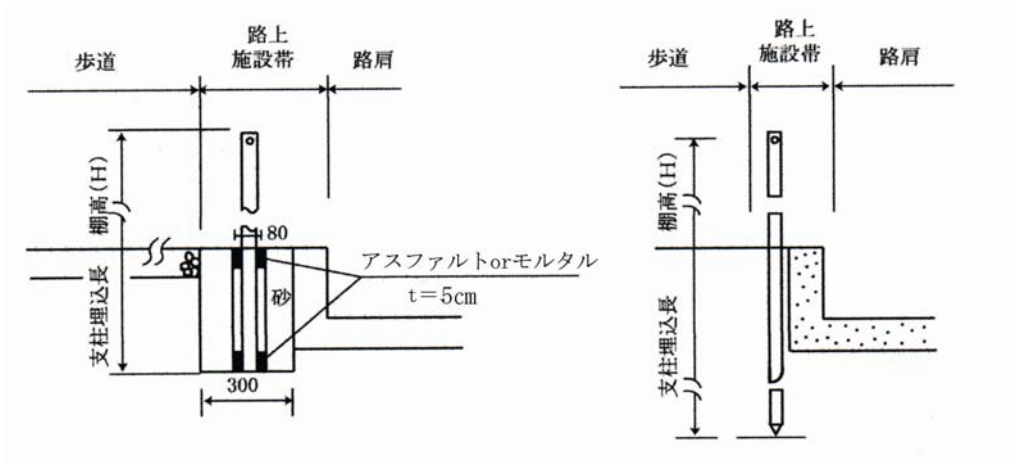


図1-8

(4) 景観に配慮した防護柵(例)

景観への配慮の具体的な考え方については、H16. 3月「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考に景観への配慮に努めることとする。

① 横断防止柵(参考)

コンクリート擬木

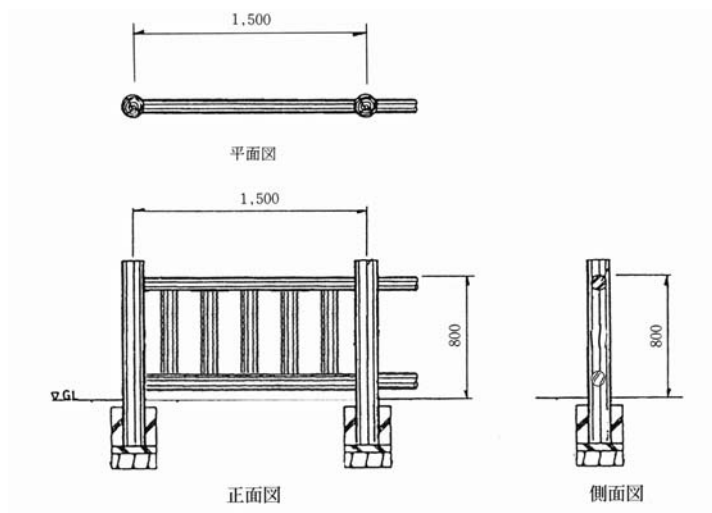


図1-9

プラスチック擬木

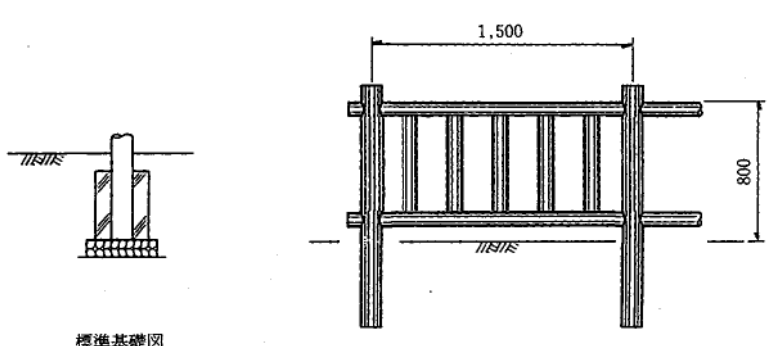


図1-10

② 転落防護柵 (参考)

コンクリート擬木

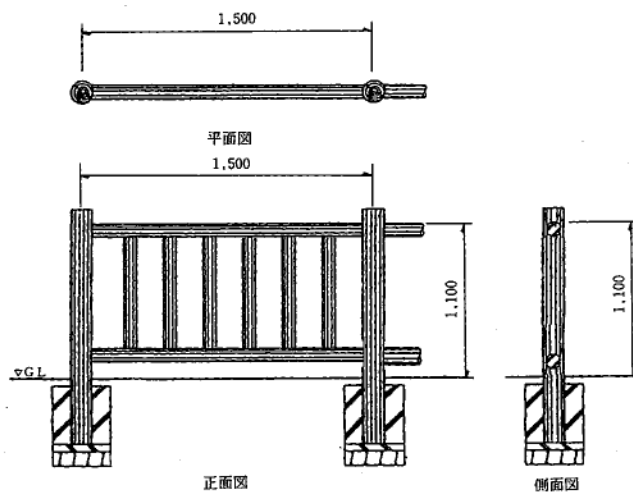


図1-11

プラスチック擬木

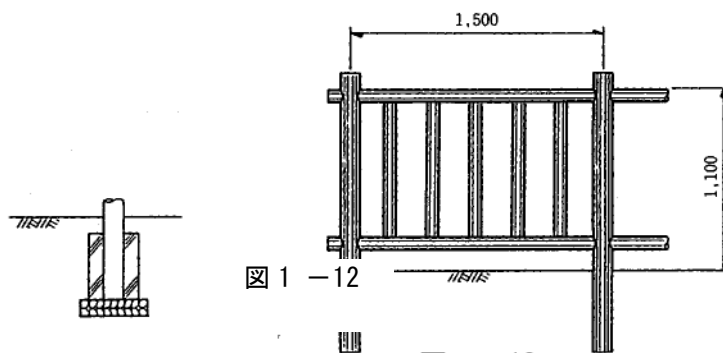


図1-12

図1-12

1-4 橋梁部

橋梁、高架に設置する車両用防護柵および歩行者自転車用柵の選定にあたっての一般的な考え方を以下に示す。

①歩道等に接する地覆には、歩行者自転車用柵を設置し、歩行者等の橋梁、高架外への転落を防止するものとする。また、車両自体の橋梁、高架外への転落を防止する必要がある場合には、原則として、③に述べるように歩車道境界に車両用防護柵を設置するものとするが、既設の橋梁、高架などで、歩道等の幅員が狭く、歩車道境界に車両用防護柵を設置すると歩行者等の通行を妨げるおそれのある

場合には、歩道等に接する地覆に転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

②車道部に接する地覆には、原則として車両用防護柵を設置し、車両の橋梁、高架外への転落を防止するものとする。ただし、歩行者等が混入するおそれのある場合には、必要に応じて転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

③橋梁、高架区間の歩車道境界には、以下のような場合に、必要に応じて、車両用防護柵を設置するものとする。

ア) 転落車両による第三者の二次被害が発生するおそれのある場合

イ) 線形が視認されにくい曲線部など、車両の路外逸脱が生じやすい場合

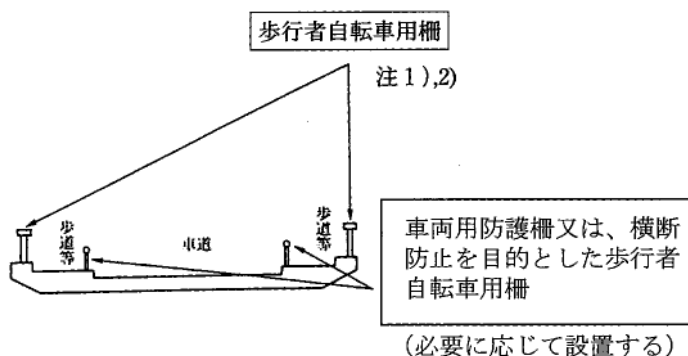
一般に、橋梁、高架区間は、線形条件も良く車両が正常な進行方向を誤るという事態は、ほとんど生じないものと考えられる。特に、歩道等が設置されている場合には、万が一車両が正常な進行方向を誤った時でも、一般的には、まず歩車道境界の縁石が車両の乗越しを抑制し、さらに、縁石を越えるものについては、歩行等の幅員の中で正常な進行方向に回復するものと考えられる。このため、通常歩道等がある場合は、橋梁、高架からの車両の転落を考慮する必要はないものと考えられる。しかし、橋梁、高架から転落車両による二次被害を防止するため、必要がある場合には、特に安全性の向上を図るために、歩車道境界に車両用防護柵を設置するものとする。

また曲線橋などでイ)に該当する場合には、車両の歩道等への逸脱から、歩行者、自転車を保護し、また、車両自体の橋梁、高架外への転落を防止するために、必要に応じて、歩車道境界に車両用防護柵を設置するものとする。

なお、既設の歩道等のある橋梁、高架のうち、上記ア)またはイ)に該当している橋梁、高架についても必要に応じて車両用防護柵を歩車道境界に設置することが望ましい。ただし、歩道等の幅員などが狭いため、歩車道境界に車両用防護柵を設置すると歩行者等の通行を妨げるおそれがある場合には、歩道等に接する地覆に転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

なお、歩行者等のみだりな横断を防止するために必要な場合には、歩車道境界に種別Pの横断防止柵を設置するものとする。

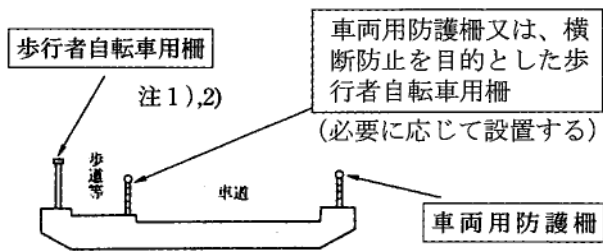
④歩車道境界に車両用防護柵がない橋梁、高架区間の路側に種別S Pアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を設置する場合は、支柱を座屈しやすい偏肉構造として、継手部の連結強度を高めたハイテンション型のアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を用いるものとする。



注1) ただし、車両の橋梁外への逸脱に防止する必要がある区間で、歩車道境界に車両用防護柵を設置することが困難である場合には、転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

注2) 歩車道境界に車両用防護柵がない橋梁、高架区間の路側に種別SPのアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を設置する場合は、ハイテンション型のアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を用いるものとする。

図1-13 両側歩道の橋梁、高架での設置の考え方

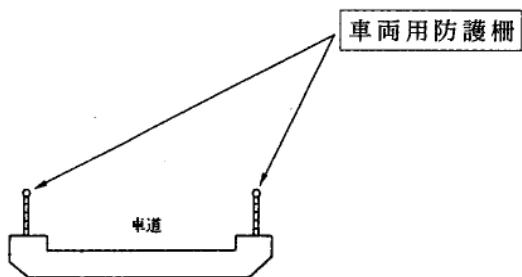


注1) ただし、車両の橋梁外への逸脱を防止する必要がある区間で、歩車道境界に車両用防護柵を設置することが困難である場合には、転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

注2) 歩車道境界に車両用防護柵がない橋梁、高架区間の路側に種別SPのアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を設置する場合は、ハイテンション型のアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を用いるものとする。

ただし、歩行者等が混入するおそれのある場合には、必要に応じて転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。
片側歩道の橋梁、高架での設置の考え方

図1-14 片側歩道の橋梁、高架での設置の考え方



ただし、歩行者等が混入するおそれのある場合には、必要に応じて転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。
歩道のない橋梁、高架での設置の考え方

図1-15 歩道のない橋梁、高架での設置の考え方

分離帯のある橋梁

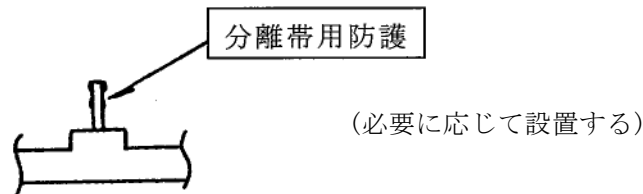


図1-16 橋梁用防護柵の一般的な設置の考え方

2 道路標識

2-1 道路標識の設計に用いる示方書等

道路標識の設計については、下記に示す図書により設計するものとする。

表 1-5

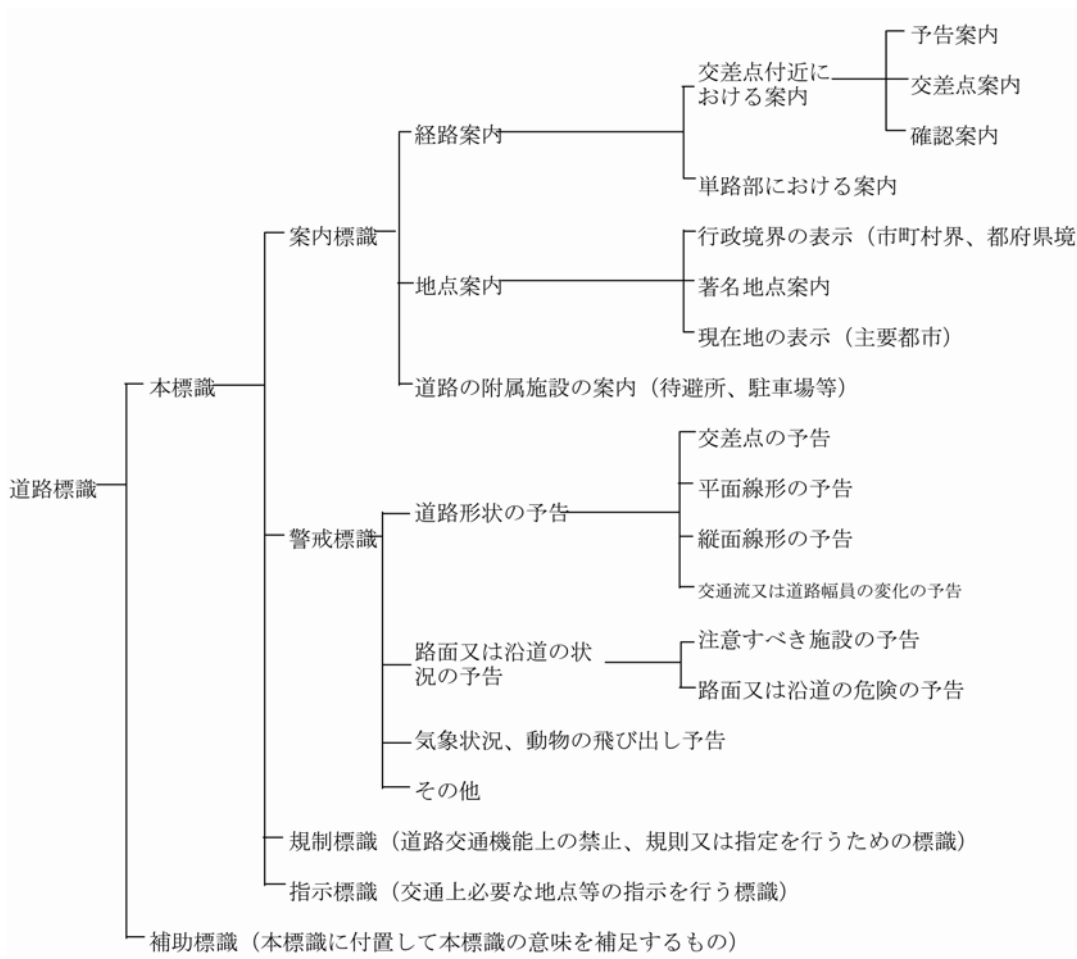
関係図書	発行年月	発行者
道路標識設置基準・同解説	S 62. 1	日本道路協会
著名地点道路案内標識マニュアル(案)	H22. 3	沖縄ブロック道路標識適正化委員会
道路標識ハンドブック	H25. 2	全国道路標識・標示業協会
道路標識・区画線及び道路標示に関する命令	S 35. 12. 17	総理府・建設省令 第3号
道路案内標識表示等基準(案)	H22. 3	沖縄ブロック道路標識適正化委員会

使用にあたっては最新版を使用するものとする。

2-2 道路標識の分類

表 1-6 道路標識の分類

道路標識は各標識の機能に応じ表 1-6 のように分類される。



2-3 設置場所の選定

道路標識の設置場所の選定に際しては、下記の事項に留意しなければならない。

- (1) 電柱、道路照明灯、街路樹、沿道の樹木、沿道広告物、塀、電話ボックス、郵便ポスト、他の道路標識等により、見えにくくなるおそれのない場所
- (2) 交差点付近への集中を避けるため、必ずしも交差点付近に設置する必要のないものについては、出来る限り交差点付近を避けること。
- (3) 交通の妨害、又は危険とならない場所
- (4) 損傷を受けるおそれのない場所
- (5) 管理上支障のない場所
- (6) 道路構造に著しく支障を及ぼさない場所
- (7) 沿道の住民に対して著しく支障を及ぼさない場所
- (8) 既設交通信号機の視認性を妨げない場所

2-4 道路標識の防護工

道路標識の防護工は、2-3 設置場所の選定の「(4) 損傷を受けるおそれのない場所」以外について、設置を行うことを原則とする。

防護工は、防護柵（AP）を標準として設置するものとする。

なお、単柱式については設置しなくてもよい。

2-5 標識の標準設計

(1) 道路標識の標準設計

(a) 標準設計の概略

(イ) 標識板と支柱の取り付け方法は、固定方式とする。

(ロ) 片持式の支柱構造の選別は、次による。

- 1) F-1型 標識板縦寸法が、1.3m以下でかつ標識板面積が 3.0m^2 以下の場合
- 2) F-2型 それ以外の場合

(ハ) 現地盤と基礎とのかぶりDによる選別は、次による。

- 1) A型基礎…… $D \leq 0.30\text{m}$
- 2) B型基礎…… $D \leq 0.70\text{m}$
- 3) C型基礎…… $D \leq 0\text{m}$
- 4) D型基礎…… $D \leq 1.0\text{m}$

(ニ) 基礎の平面形状は、正方形を標準とするが、幅員等に規約がある場合を考慮して長方形断面も記載する。

注) 標識の設計計算は、巻末参考資料を参照のこと。

- (b) 標準設計使用フローチャート
使用手順は、以下の順序で行う。

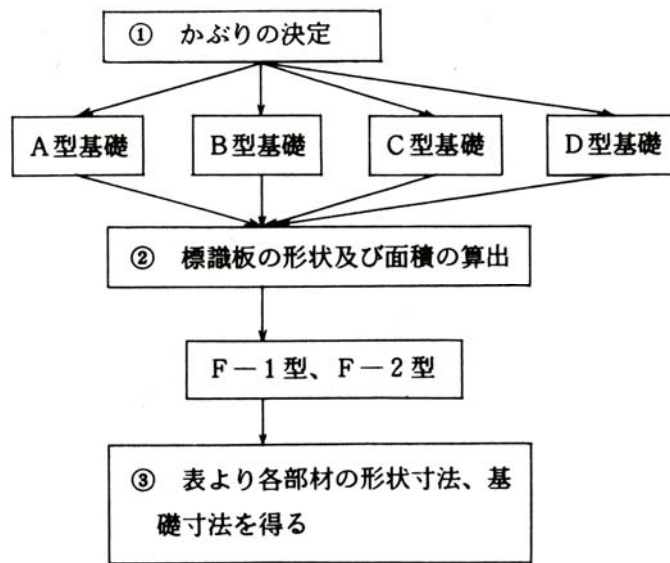


図 1-17

(2) 道路標識の設計風速

- (a) 路側式、複柱式……………50m/sec
(b) 片持式、門柱式、歩道橋添加式、道路情報提供装置等……………60m/sec

(3) 標準図表

(a) F-1型形状寸法図

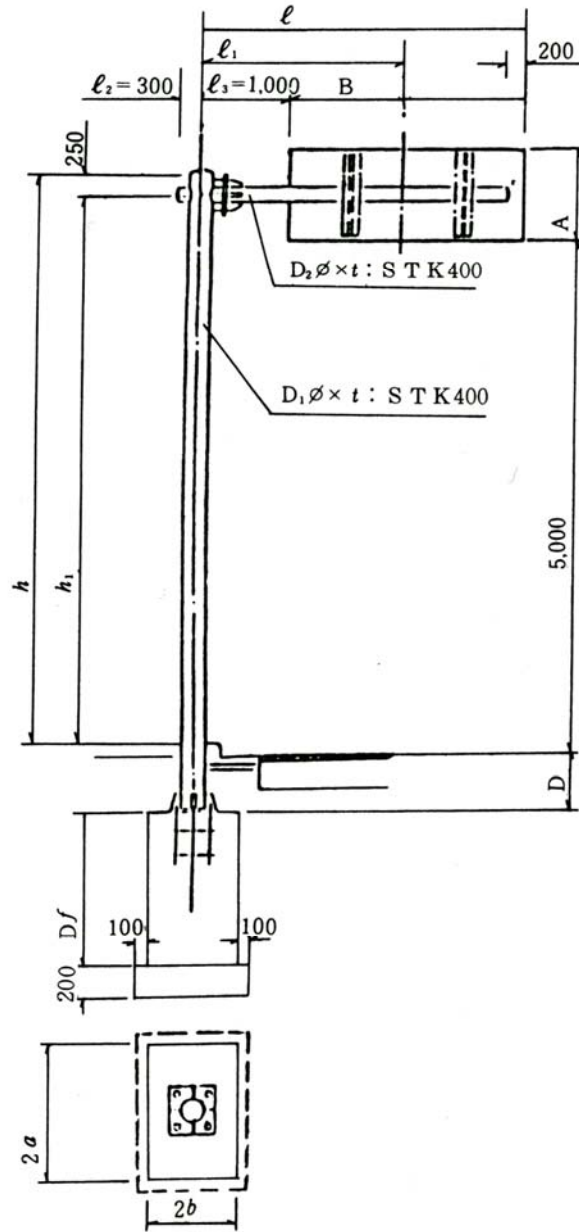


図 1-18

(b) F-2型形状寸法図

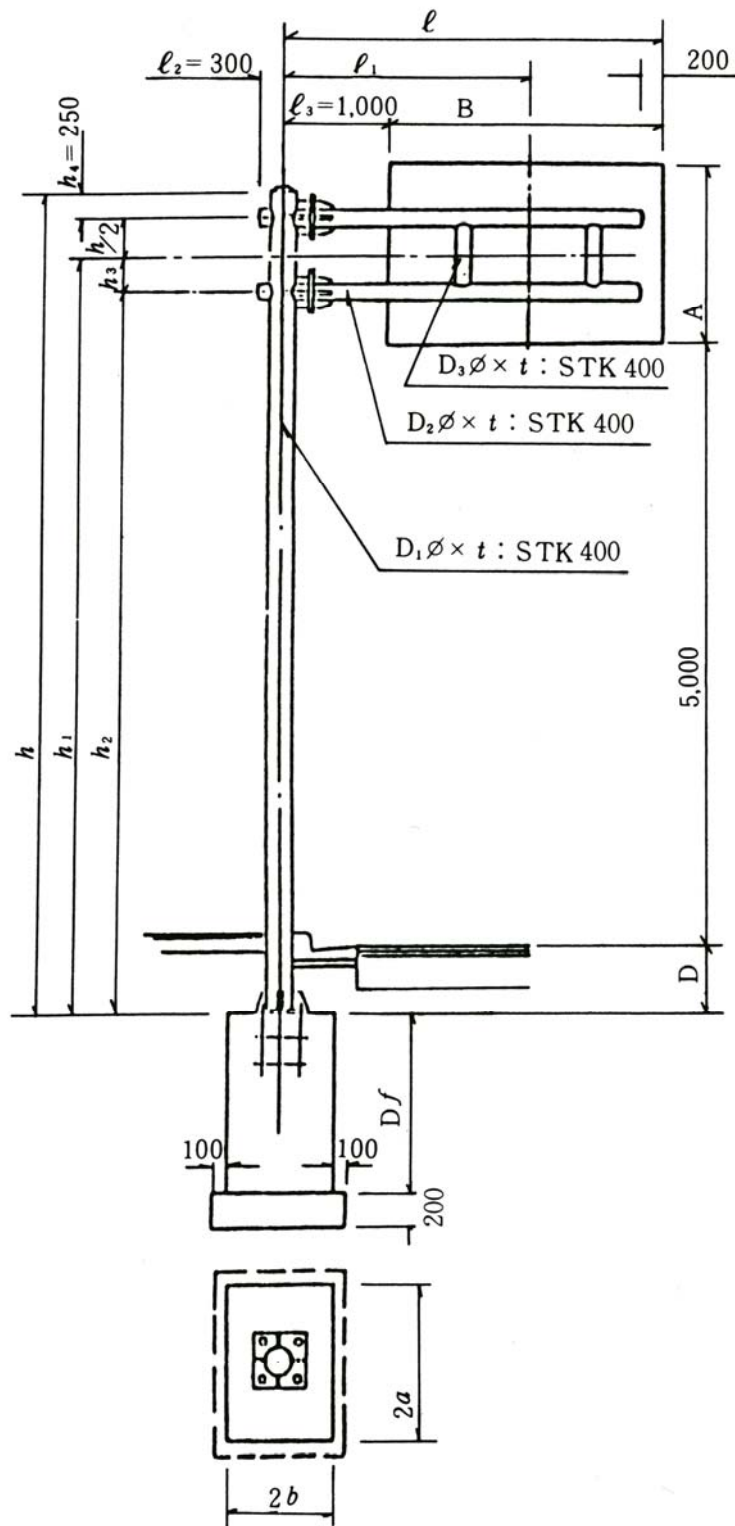


図 1-19

(c) フランジ部詳細部 (F-1)

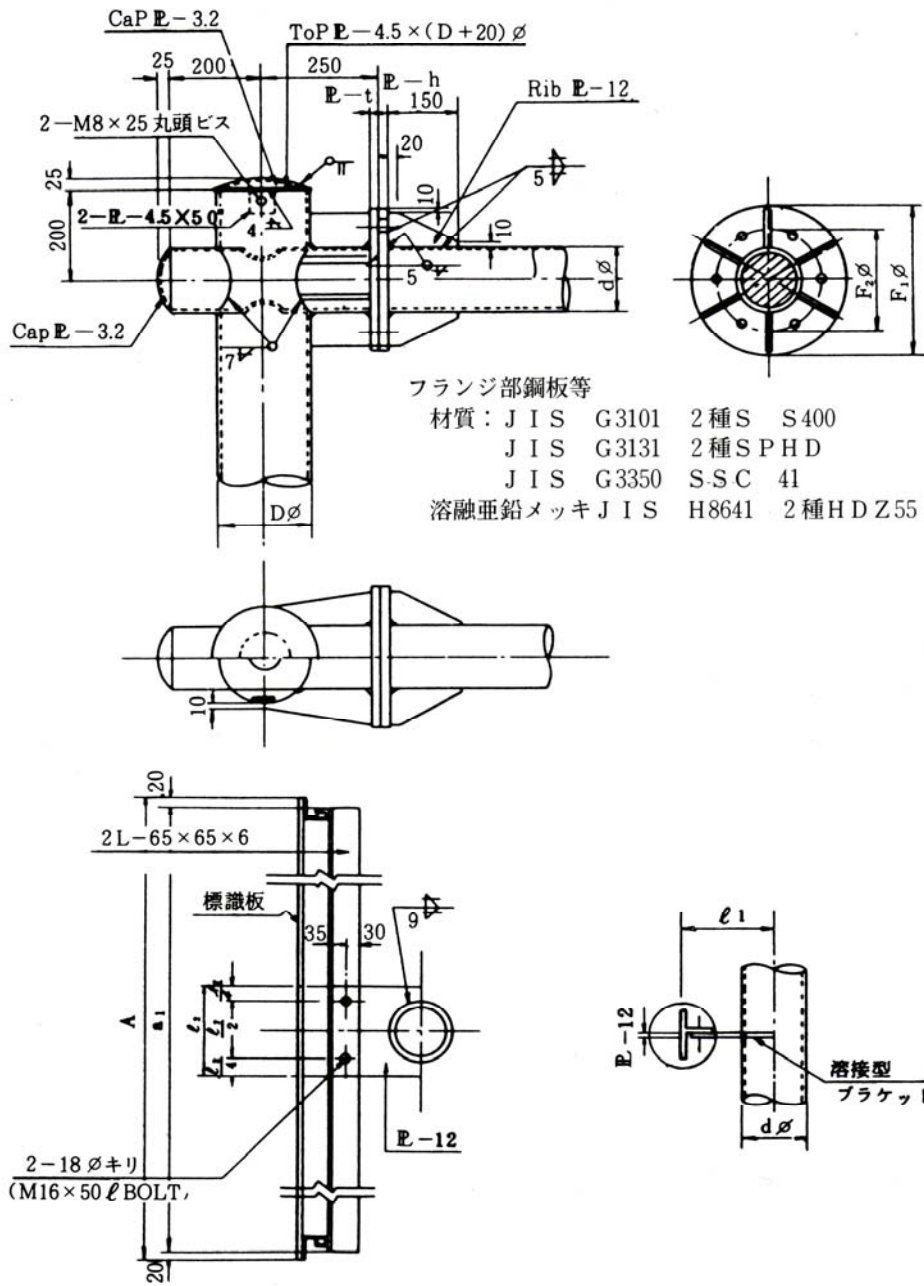


図 1-20 標識取付詳細図

(d) フランジ部詳細部 (F-2)

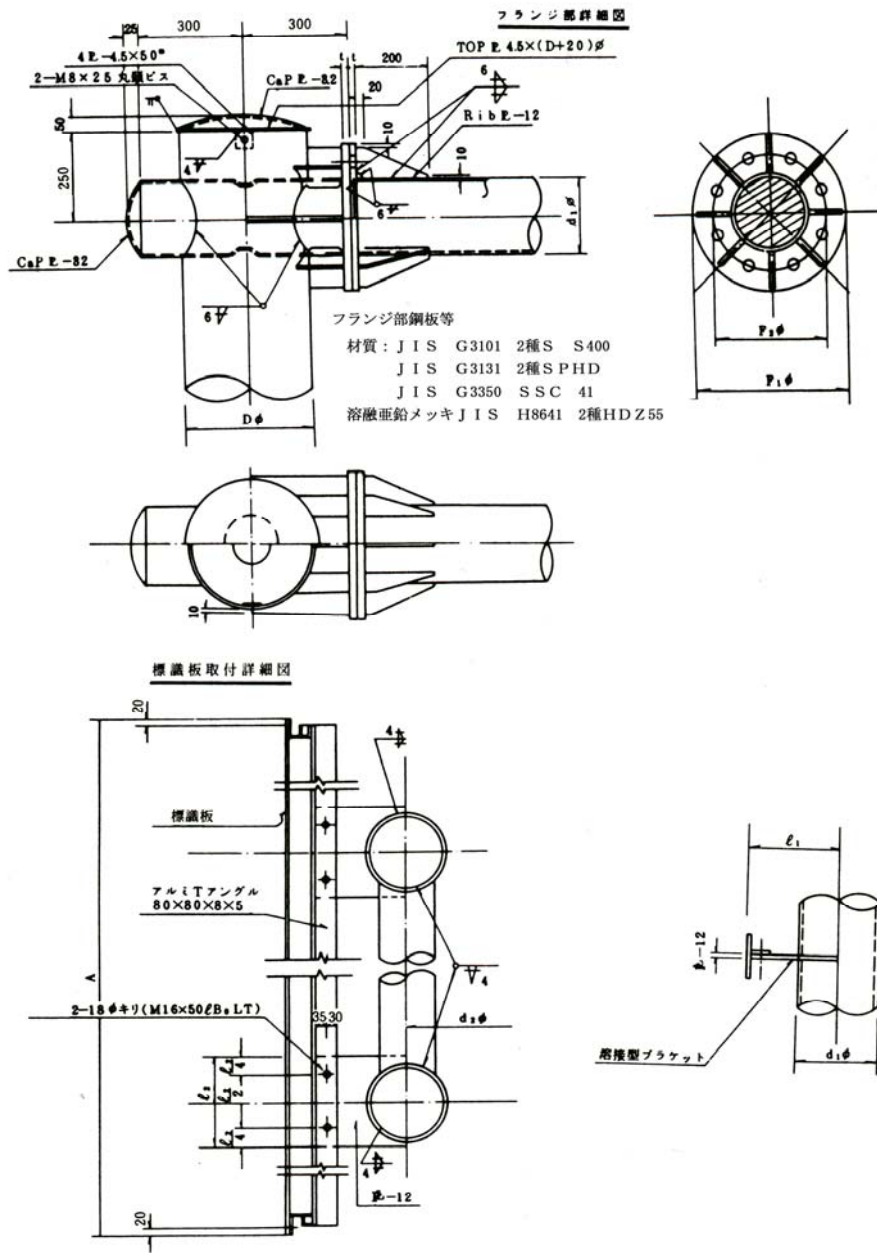
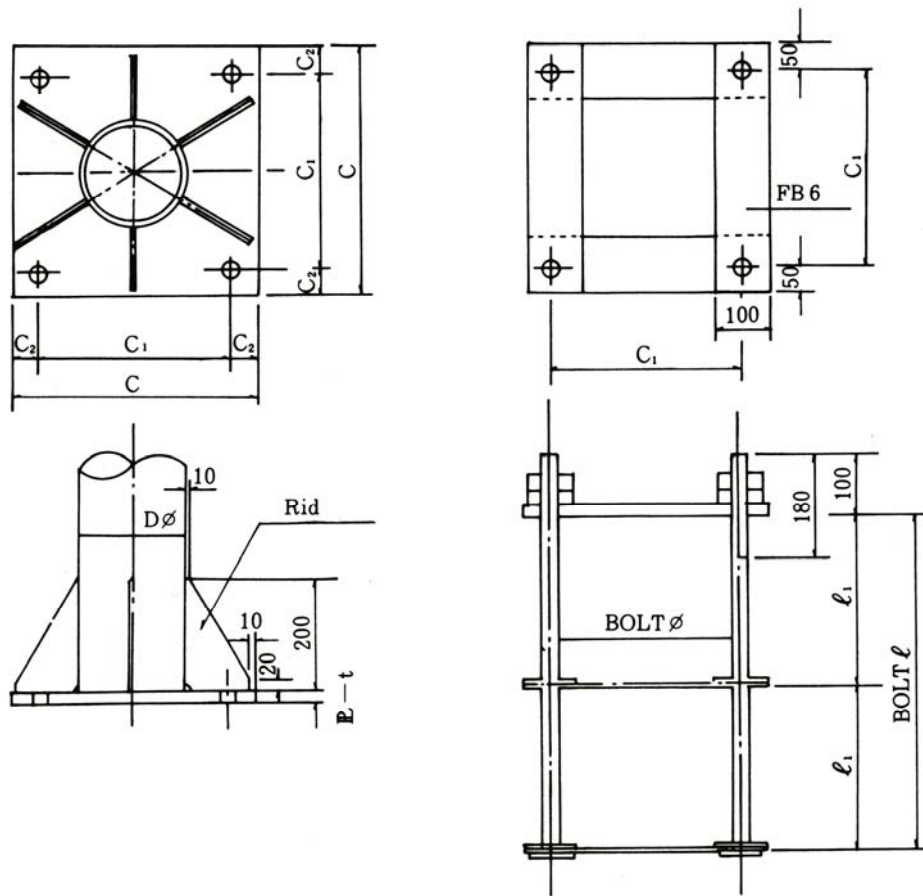


図1-21 標識板取付詳細図

(e) ベースプレート・アンカーボルト詳細図 (F-1)



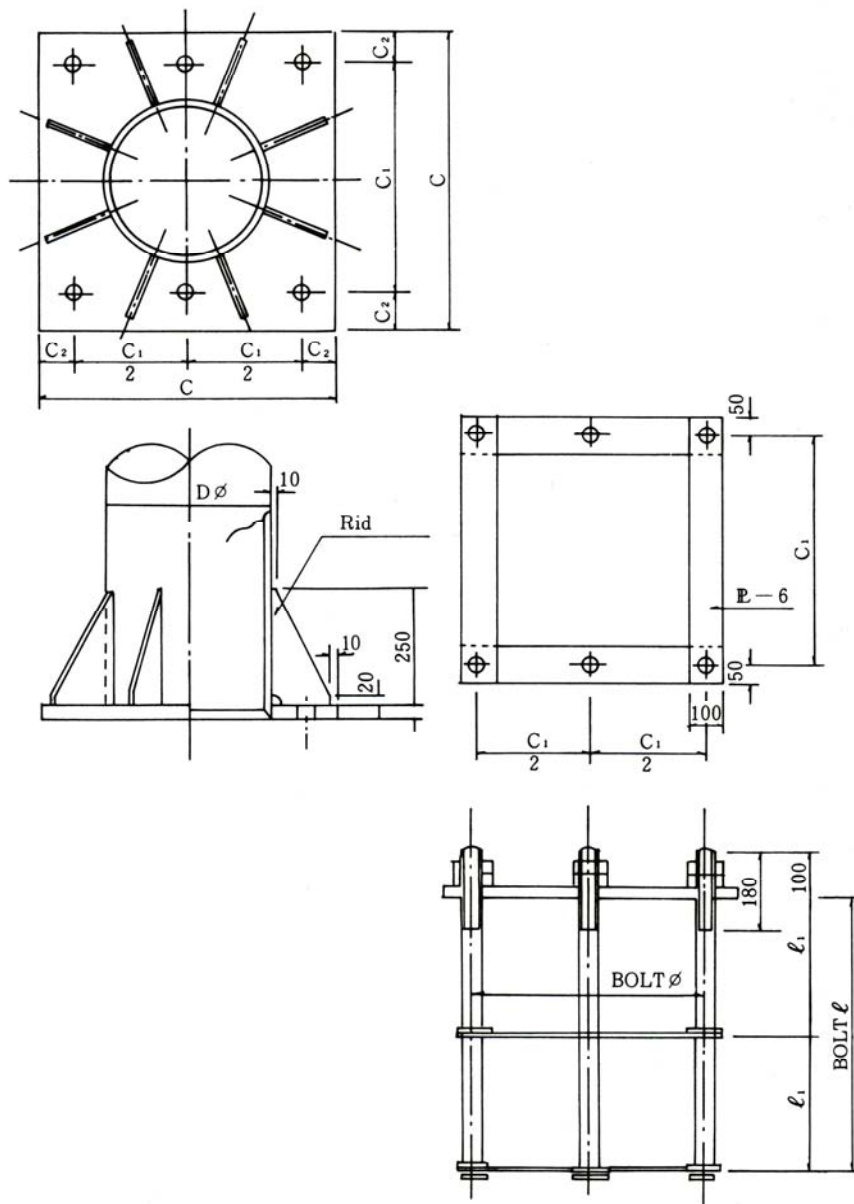
ベースプレート

材質：J I S G3101 2種 S S400

溶融亜鉛メッキ J I S H8641 2種 HD Z55

図 1-22

(f) ベースプレート・アンカーボルト詳細部 (F-2)



ベースプレート

材質：J I S G3101 2種 S S400

溶融亜鉛メッキ J I S H8641 2種 HD Z55

図 1 - 23

表1-6

(g) A型基礎

A型基礎標準形状表

型式	標識板面積 A×B (㎡)	支柱寸法 D ₁ φ×t(mm)	梁寸法 D ₂ φ×t(mm)	梁寸法 D ₃ φ×t(mm)	基礎の寸法 (cm)		備考
					標準の場合	標準により がたい場合	
F-1 型	～0.5以下	139.8×4.0	101.6×3.2		2a×2b×Df 60×60×160	2a×2b×Df	
	0.5～1.0	165.2×4.5	114.3×3.5		80×80×180		
	1.0～1.5	190.7×5.3	139.8×4.0		100×100×180	200×100×90	
	1.5～2.0	216.3×5.8	139.8×4.0		100×100×180	200×100×120	
	2.0～2.5	216.3×8.2	139.8×4.5		120×120×180	200×100×140	
F-2 型	2.5～3.0	216.3×8.2	165.2×4.5		140×140×180	200×100×160	
	3.0～3.5	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	100×100×240	200×100×180	
	3.5～4.0	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	100×100×250	200×100×190	
	4.0～4.5	318.5×6.9	139.8×4.5	101.6×3.2	100×100×270	200×100×220	
	4.5～5.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	100×100×270	200×100×200	
	5.0～5.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	120×120×270	200×100×240	

表1-7, 8

A型基礎

F-1型部材寸法表

区 分	支柱及び梁材寸法 (mm)		フランジ部寸法 (mm)					ℓ_1	ℓ_2
	支柱($D_1 \phi \times t$)	梁材($D_2 \phi \times t$)	梁材($D_3 \phi \times t$)	フランジ($F_1 \phi$)	フランジ($F_2 \phi$)	フランジプレート (t)	フランジボルト ($n-\phi$)		
~0.5m ² 以下	139.8×4.0	101.6×3.2	—	260	180	12.0	6-16	160	160
0.5~1.0	165.2×4.5	114.3×3.5	—	260	180	12.0	6-16	160	160
1.0~1.5	190.7×5.3	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
1.5~2.0	216.3×5.8	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
2.0~2.5	216.3×8.2	139.8×4.5	—	300	220	16.0	6-22	200	200
2.5~3.0	216.3×8.2	165.2×4.5	—	350	260	19.0	6-22	200	200

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

支柱径($D_1 \phi$)	アンカーボルト ($n-\phi$)	アンカーボルト ℓ	アンカーボルト ベースプレート (t)	C	C ₁	C ₂	(単位: mm)	
							リブプレート (t)	リブプレート (t)
139.8	4-22	600	22.0	400	300	50	12	12
165.2	4-22	600	22.0	400	300	50	12	12
190.7	4-22	600	22.0	450	350	50	12	12
216.3	6-22	600	22.0	600	450	75	12	12

表1-9, 10

A型基礎

F-2型部材寸法表

標識板面積 区分	支柱及び梁材寸法 (mm)			フランジ部寸法 (mm)					
	支柱(D ₁ φ×t)	梁材(D ₂ φ×t)	梁材(D ₃ φ×t)	フランジ(F ₁ φ)	フランジ(F ₂ φ)	フランジプレート(t)	フランジボルト(n-φ)	ℓ ₁	ℓ ₂
～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.0～4.0	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	300	220	16.0	8-20	200	200
4.0～5.0	318.5×6.9	139.8×4.5	101.6×3.2	300	220	16.0	8-20	200	200
5.0～5.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8-20	250	250

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

(単位: mm)

支柱径(D ₁ φ)	アンカーボルト(n-φ)	アンカーボルトℓ	ベースプレート(t)	フランジプレート	C	C ₁	C ₂	リブプレート(t)
267.4	6-22	700	25.0	600	450	450	75	12
318.5	6-33	800	28.0	600	450	450	75	12

表 1-11

(h) B型基礎
B型基礎標準形状表

型式	標識板面積 A×B (㎡)	支柱寸法 D ₁ φ×t(mm)	梁寸法 D ₂ φ×t(mm)	梁寸法 D ₃ φ×t(mm)	基礎の寸法 (cm)		備考
					標準の場合	標準により がたい場合	
F-1 型	～0.5 以下	139.8×4.0	101.6×3.2		2a×2b×Df 60×60×160	2a×2b×Df	
	0.5～1.0	165.2×5.0	114.3×3.5		80×80×180		
	1.0～1.5	190.7×5.3	139.8×4.0		100×100×180	200×100×100	
	1.5～2.0	216.3×5.8	139.8×4.0		120×120×180	200×100×130	
	2.0～2.5	216.3×8.2	139.8×4.5		120×120×180	200×100×140	
	2.5～3.0	216.3×8.2	165.2×4.5		140×140×180	200×100×160	
F-2 型	3.0～3.5	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	100×100×250	200×100×190	
	3.5～4.0	318.5×6.9	139.8×4.5	101.6×3.2	100×100×270	200×100×210	
	4.0～4.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	100×100×270	200×100×210	
	4.5～5.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	120×120×270	200×100×230	
	5.0～5.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	120×120×270	200×100×250	
	5.5～6.0	355.6×6.4	165.2×4.5	114.3×4.5	120×120×270	200×100×250	

表1-12, 13

B型基礎

F-1型部材寸法表

標識板面積 区分	支柱及び梁材寸法 (mm)			フランジ部寸法 (mm)					
	支柱(D ₁ φ×t)	梁材(D ₂ φ×t)	梁材(D ₃ φ×t)	フランジ(F ₁ φ)	フランジ(F ₂ φ)	フランジプレート(t)	フランジボルト(n-φ)	ℓ ₁	ℓ ₂
~0.5m ² 以下	139.8×4.0	101.6×3.2	—	260	180	12.0	6-16	160	160
0.5~1.0	165.2×5.0	114.3×3.5	—	260	180	12.0	6-16	160	160
1.0~1.5	190.7×5.3	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
1.5~2.0	216.3×5.8	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
2.0~2.5	216.3×8.2	139.8×4.5	—	300	220	16.0	6-22	200	200
2.5~3.0	216.3×8.2	165.2×4.5	—	350	260	19.0	6-22	200	200

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

支柱径(D ₁ φ)	(単位: mm)									
	アンカーボルト(n-φ)	アンカーボルトℓ	ベースプレート(t)	C	C ₁	C ₂	リブプレート(t)	アンカーボルト	ベースプレート(t)	フランジプレート
139.8	4-22	600	22.0	400	300	50	12	600	22.0	300
165.2	4-22	600	22.0	400	300	50	12	600	22.0	300
190.7	4-22	600	22.0	450	350	50	12	600	22.0	350
216.3	6-22	600	22.0	600	450	75	12	600	22.0	450

表 1-14, 15

B型基礎

F-2型部材法表

標識板面積 区分	支柱及び梁材寸法 (mm)		フランジ部寸法 (mm)					ℓ_1	ℓ_2
	支柱($D_1 \phi \times t$)	梁材($D_2 \phi \times t$)	梁材($D_3 \phi \times t$)	フランジ($F_1 \phi$)	フランジ($F_2 \phi$)	フランジプレート (t)	フランジボルト (n- ϕ)		
3.0~3.5㎡以下	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	300	220	16.0	8-20	200	200
3.5~4.0	318.5×6.9	139.8×4.5	101.6×3.2	300	220	16.0	8-20	200	200
4.0~5.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8-20	250	250
5.5~6.0	355.6×6.4	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8-20	250	250

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

(単位: mm)

支柱径($D_1 \phi$)	アンカーボルト (n- ϕ)	アンカーボルト ℓ	ベースプレート (t)	C	C ₁	C ₂	リブプレート (t)
267.4	6-24	700	25.0	600	450	75	12
318.5	6-33	800	28.0	600	450	75	12
355.6	6-33	800	32.0	650	500	75	12

表 1-16

(i) C型基礎 C型基礎標準形状表

型式	標識板面積 A×B (㎡)	支柱寸法 D ₁ φ×t (mm)	梁寸法 D ₂ φ×t (mm)	梁寸法 D ₃ φ×t (mm)	基礎の寸法 (cm)		備考
					標準の場合	標準により がたい場合	
F-1 型	～0.5 以下	139.8×4.0	101.6×3.2		2a×2b×Df 60×60×160	2a×2b×Df	
	0.5～1.0	165.2×4.5	114.3×3.5		80×80×180		
	1.0～1.5	190.7×5.3	139.8×4.0		100×100×180	200×100×90	
	1.5～2.0	216.3×5.8	139.8×4.0		120×120×180	200×100×110	
	2.0～2.5	216.3×8.2	139.8×4.5		120×120×180	200×100×130	
F-2 型	2.5～3.0	216.3×8.2	165.2×4.5		140×140×180	200×100×140	
	3.0～3.5	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	100×100×240	200×100×180	
	3.5～4.0	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	100×100×250	200×100×190	
	4.0～5.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	100×100×270	200×100×220	
	5.0～6.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	120×120×270	200×100×220	

表1-17, 18

C型基礎

F-1型部材寸法表

標識板面積 区分	支柱及び梁材寸法 (mm)			フランジ部寸法 (mm)					ℓ_1	ℓ_2
	支柱(D ₁ φ×t)	梁材(D ₂ φ×t)	梁材(D ₃ φ×t)	フランジ(F ₁ φ)	フランジ(F ₂ φ)	フランジプレート(t)	フランジプレート(n-φ)	フランジプレート(t)		
~0.5㎡以下	139.8×4.0	101.6×3.2	—	260	180	12.0	6-16	160	160	
0.5~1.0	165.2×4.5	114.3×3.5	—	260	180	12.0	6-16	160	160	
1.0~1.5	190.7×5.3	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200	
1.5~2.0	216.3×5.8	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200	
2.0~2.5	216.3×8.2	139.8×4.5	—	300	220	16.0	6-22	200	200	
2.5~3.0	216.3×8.2	165.2×4.5	—	350	260	19.0	6-22	200	200	

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

支柱径(D ₁ φ)	アンカーボルト(n-φ)	アンカーボルトℓ	ベースプレート(t)	C	C ₁	C ₂	リブプレート(t)	(単位: mm)	
								アンカーボルト	リブプレート
139.8	4-22	600	22.0	400	300	50	12		
165.2	4-22	600	22.0	400	300	50	12		
190.7	4-22	600	22.0	450	350	50	12		
216.3	6-22	600	22.0	600	450	75	12		

表1-19, 20

C型基礎

F-2型部材寸法表

標識板面積 区分	支柱及び梁材寸法 (mm)		フランジ部寸法 (mm)						
	支柱(D ₁ φ×t)	梁材(D ₂ φ×t)	梁材(D ₃ φ×t)	フランジ(F ₁ φ)	フランジ(F ₂ φ)	フランジプレート(t)	フランジボルト(n-φ)	ℓ ₁	ℓ ₂
3.0~3.5m ² 以下	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	300	220	16.0	8-20	200	200
3.5~4.0	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2	300	220	16.0	8-20	200	200
4.0~5.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8-20	250	250
5.0~6.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8-20	250	250

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

支柱径(D ₁ φ)	アンカーボルト及びベースプレート寸法 (単位: mm)							リブプレート(t)
	アンカーボルト(n-φ)	アンカーボルトℓ	ベースプレート(t)	C	C ₁	C ₂	リブプレート(t)	
267.4	6-24	700	25.0	600	450	75	12	
318.5	6-33	800	28.0	600	450	75	12	

表1-21

(i) D型基礎

D型基礎標準形状表

型式	標識板面積 A×B (㎡)	支柱寸法 D ₁ φ×t (mm)	梁寸法 D ₂ φ×t (mm)	梁寸法 D ₃ φ×t (mm)	基礎の寸法 (cm)		備考	
					標準の場合	標準により がたい場合		
F-1 型	～0.5以下	139.8×4.5	101.6×3.2		2a×2b×Df 60×60×160	2a×2b×Df		
	0.5～1.0	190.7×5.3	114.3×3.5		80×80×180			
	1.0～1.5	216.3×5.8	139.8×4.0		100×100×180	200×100×100		
	1.5～2.0	216.3×5.8	139.8×4.0		120×120×180	200×100×130		
	2.0～2.5	216.3×8.2	139.8×4.0		120×120×180	200×100×140		
	2.5～3.0	216.3×8.2	165.2×4.5		140×140×180	200×100×160		
	3.0～3.5	267.4×6.6	139.8×4.0	101.6×3.2		100×100×250	200×100×190	
F-2 型	3.5～4.0	318.5×6.9	139.8×4.5	101.6×3.2		100×100×270	200×100×210	
	4.0～5.0	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5		120×120×270	200×100×230	
	5.0～5.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5		140×140×270	200×100×260	
	5.5～6.0	355.6×6.4	165.2×4.5	114.3×4.5		140×140×270	200×100×260	

表1-22, 23

D型基礎

F-1型部材寸法表

区 分	支柱及び梁材寸法 (mm)		フランジ部寸法 (mm)					ℓ_1	ℓ_2
	支柱(D ₁ φ×t)	梁材(D ₂ φ×t)	梁材(D ₃ φ×t)	フランジ(F ₁ φ)	フランジ(F ₂ φ)	フランジプレート(t)	フランジボルト(n-φ)		
~0.5㎡以下	139.8×4.0	101.6×3.2	—	260	180	12.0	6-16	160	160
0.5~1.0	190.7×5.3	114.3×3.5	—	260	180	12.0	6-16	160	160
1.0~1.5	216.3×5.8	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
1.5~2.0	216.3×5.8	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
2.0~2.5	216.3×8.2	139.8×4.0	—	300	220	16.0	6-22	200	200
2.5~3.0	216.3×8.2	165.2×4.5	—	350	260	19.0	6-22	200	200

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

支柱径(D ₁ φ)	アンカーボルト(n-φ)	アンカーボルトφ	アンカーボルトℓ	ベースプレート(t)	C	C ₁	C ₂	(単位: mm)	
								リブプレート(t)	リブプレート(t)
139.8	4-22	600	600	22.0	400	300	50	12	12
190.7	4-22	600	600	22.0	450	350	50	12	12
216.3	6-22	600	600	22.0	600	450	75	12	12

表1-24, 25

D型基礎

F-2型部材寸法表

標識板面積 区分	支柱及び梁材寸法 (mm)			フランジ部寸法 (mm)					l_1	l_2
	支柱($D_1 \phi \times t$)	梁材($D_2 \phi \times t$)	梁材($D_3 \phi \times t$)	フランジ($F_1 \phi$)	フランジ($F_2 \phi$)	フランジプレート (t)	フランジプレート ($n-\phi$)	フランジプレート ($n-\phi$)		
3.0~4.5 m^2 以下	318.5×6.9	139.8×4.5	101.6×3.2	300	220	16.0	8~20	200	200	
4.5~5.5	318.5×6.9	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8~20	250	250	
5.5~6.0	355.6×6.4	165.2×4.5	114.3×4.5	350	260	16.0	8~20	250	250	

アンカーボルト及びベースプレート寸法表

支柱径($D_1 \phi$)	アンカーボルト ($n-\phi$)	アンカーボルト l	ベースプレート (t)	C	C_1	C_2	リブプレート (t)
267.4	6~24	700	25.0	600	450	75	12
318.5	6~33	800	28.0	600	450	75	12
355.6	6~33	800	32.0	650	500	75	12

(単位: mm)

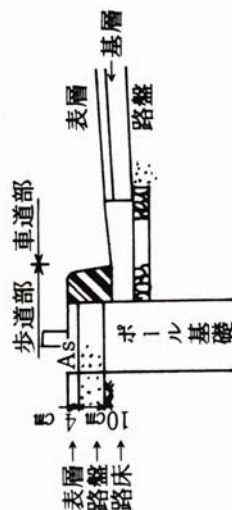
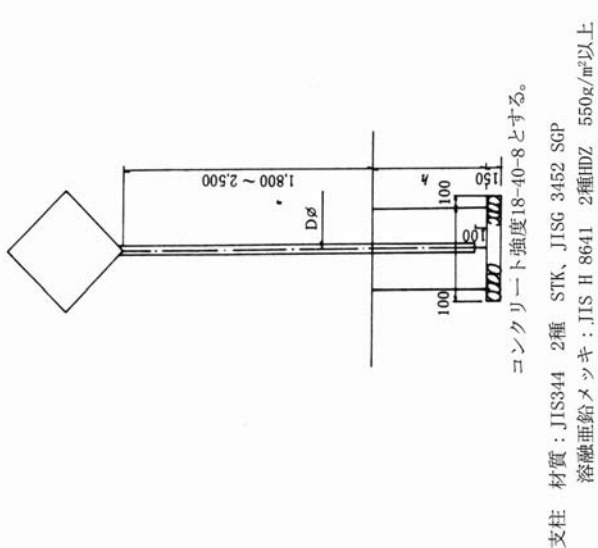
図1-24, 表1-26

路側式標識(単柱型)の支柱と基礎寸法表

標識種別	倍率	標識板の大きさ縦寸法×横寸法(mm)	支柱の寸法D φ×t(mm)	基礎の寸法(cm)	
				標準の場合	基礎が舗装の拘束効果を受ける場合
案内標識 主要地点 (114の2-B)		2文字 620×400	60.5×3.2	c 50×50×80	c 50×50×80
		3文字 840×400	76.3×3.2	h 50×50×110	h 50×50×80
		4文字1,060×400	76.3×3.2	h 50×50×110	h 50×50×80
		5文字1,280×400	89.1×3.2	h 50×50×110	h 50×50×80
		6文字1,500×400	89.1×3.2	h 50×50×120	h 50×50×90
		780×780	89.1×3.2	h 50×50×110	h 50×50×80
駐車場 (117-A)	1.3	780×780	89.1×3.2	h 50×50×110	h 50×50×80
	1.6	960×960	101.6×3.2	h 50×50×130	h 50×50×100
国道番号 (118)	1.6	690×720	(89.1×3.2)	h (50×50×120)	h (50×50×90)
			76.3×3.2	h 50×50×100	h 50×50×70
	2.0	865×900	(101.6×3.2)	h (50×50×130)	h (50×50×100)
警戒標識 全標識 (201-A)~(215)			101.6×3.2	h 50×50×120	h 50×50×90
	1.6	720×720	(89.1×3.2)	h (50×50×120)	h (50×50×90)
	2.0	900×900	(114.3×3.2)	h (50×50×140)	h (50×50×100)
規制標識 一方通行 (326-A, B)	1.0	350×600 600×350	101.6×3.5	h 50×50×130	h 50×50×100
			60.5×3.2	h 50×50×70	h 50×50×50
	1.0	600φ	(76.8×3.2)	h (50×50×100)	h (50×50×70)
規制標識 一方通行 (326-A, B) 以外のもの	1.6	960φ	(101.6×3.2)	h (50×50×130)	h (50×50×100)
			101.6×3.2	h 50×50×120	h 50×50×90
	2.0	1,200φ	(139.8×3.2)	h (50×50×150)	h (50×50×110)
			114.2×3.5	h 50×50×130	h 50×50×100

注) 1. 本表は、本標識板が1枚の場合に適用する。
2. 上段()書は、補助標識を付設する場合に適用する。
3. 基礎が舗装の拘束効果を受ける場合は、基礎が舗装面に埋め込まれている場合をいう。(参考図 参照)

路側式標識(単柱型)



歩道中にある路側式標識

参考図

3 ロードセパレーター

ロードセパレーターは、夜間対向車のヘッドライトによる眩光を防止する為、中央帯に防眩柵や網の形で設置するものである。

3-1 設置場所

4車線以上の分離された道路で高速通行や大型車の通行が多く、植樹による眩光防止が困難な所に必要に応じ設置することができる。

3-2 設置高さ

標準として舗装面から1.4m程度とする。なお、交差点部分に対しては視距離の確保の必要上、舗装面から1.0m程度を標準とし、その長さは20m程度とするが、交差点の大きさに応じて決めるものとする。

3-3 ロードセパレーター参考図

一般部

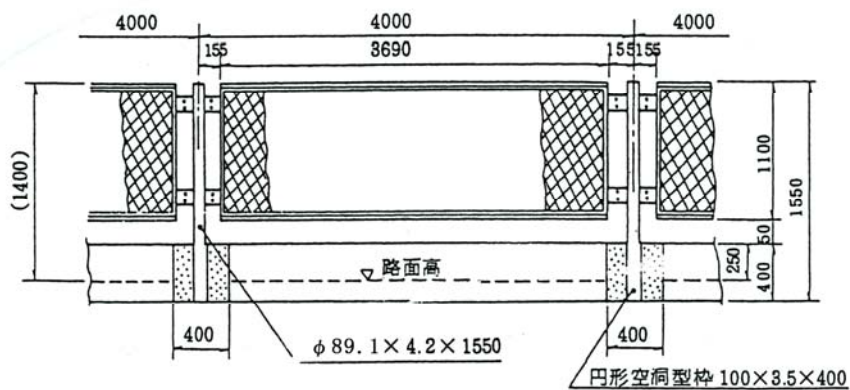


図1-25

先端部

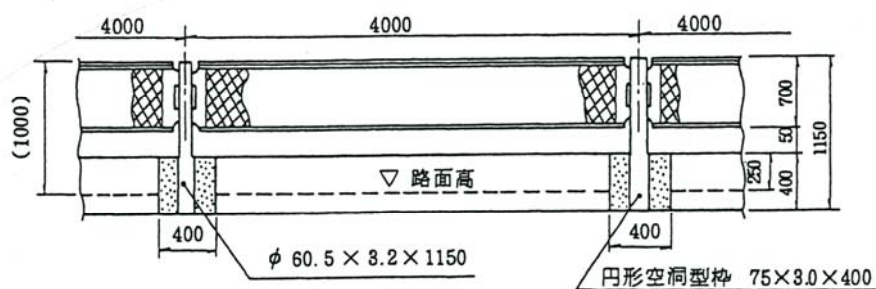


図1-26

ガードレール部 (マウントアップしない中央分離帯の場合)

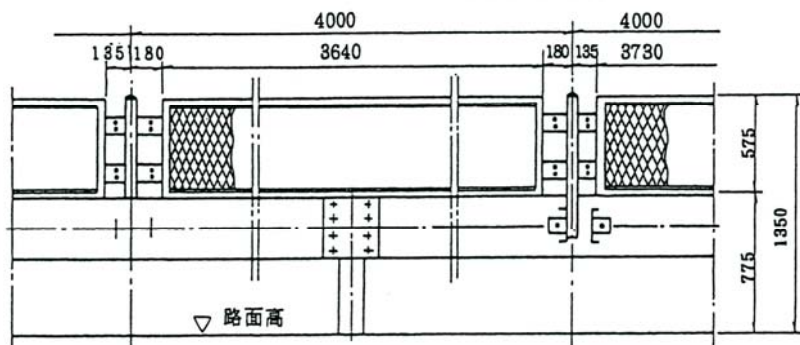


図 1-27

ただし、カーブ区間でマウントアップの中央分離帯の場合は、フェンス高 $H=375$ (舗装面から 1400) を検討すること。

※ 参考フェンス高 $H=575$ は、メーカー標準サイズである。

4 道路照明

4-1 道路照明の設計に用いる示方書等

道路照明設計は、「道路照明施設設置基準・同解説」(H19.10)、「電気通信設備設計要領・同解説(電気編)(平成20年版)」「LED道路トンネル照明ガイドライン(案)」(H23.9)によるものとする。原則として、LED道路照明灯を使用するものとし、既設灯の更新においてもできる限りLED道路照明灯を採用するものとする。

5 区画線

5-1 設置の範囲

道路管理者の設置する範囲は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令の一部改正する命令の施行について」の通達基準のうち、道路管理者施工分とする。ただし、原因者復旧についてはこの限りではない。

5-2 区画線の使用種別

区画線、道路標示などに使用する路面標示用塗装(トラフィックペイント)はJIS k5665-1992によるものとする。使用にあたっては、市街地、地方部等を考慮のうえ区別するものとする。

5-3 区画線の設置方法

区画線設置時の長さ間隔及び幅については次表に示す値を標準とする。

表 1-27 (単位：m)

		標識令の規定	標準値	
			都市部の道路	地方部の道路及び自動車専用道路
車道中央線(実線2本)	幅(t)	0.10~0.15	0.15	0.15
	実線間隔(d)	0.10~0.15	0.15	0.15
車道中央線(実線1本)	幅(t)	0.15~0.20	0.20	0.20
車道中央線(破線)	長さ(ℓ_1)	3.00~10.00	5.00	5.00
	間隔(ℓ_2)		5.00	5.00
	幅(t)	0.10~0.15	0.15	0.15
車道境界線(実線)	幅(t)	0.10~0.15	0.15	0.15
	長さ(ℓ_1)	3.00~10.00	6.00(5.00)	6.00(5.00)
	間隔(ℓ_2)	$(1.0\sim 2.0)\times\ell_1$	9.00(5.00)	9.00(5.00)
車道境界線(破線)	幅(t)	0.10~0.15	0.15	0.15
	長さ(ℓ_1)	3.00~10.00	6.00(5.00)	6.00(5.00)
	間隔(ℓ_2)	$(1.0\sim 2.0)\times\ell_1$	9.00(5.00)	9.00(5.00)
車道外側線	幅(t)	0.15~0.20	0.15	0.15

長さ(ℓ_1)、間隔(ℓ_2)、幅(t)及び実線間隔(d)は、下図に示すところによる。

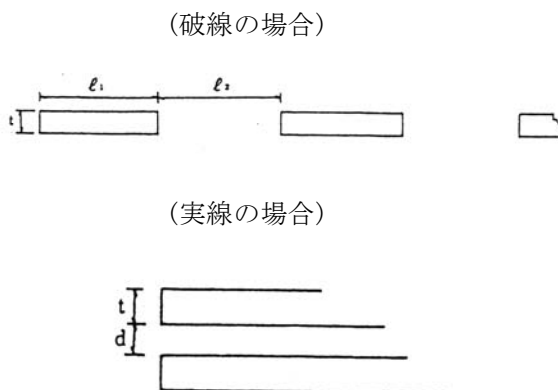


図 1-28

注) 1 車線境界線に破線を用いる場合の長さと同隔の比 ($\ell_1 : \ell_2$) については、曲線半径の小さい曲線部又は縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間あるいは都市部において交差点間隔の特に狭い地域等では比率を 1 : 1 まで縮小することができる。この場合は $\ell_1 = \ell_2 = 5\text{m}$ とする。

2 車道中央線及び外側線(実線)の適用について

新設又は改築の4車線以上の道路で、やむを得ず中央帯を設けず車道中央線を引く場合には、実線2本の設置が望ましい。この場合、車線幅員は車道中心線からとるものとする。したがって中央寄りの車線については、実質的な通行幅(図1-29のa)が減少することになるが、路肩幅員の余裕等条件が許せば車線幅員を拡げて必要な通行幅を確保することができる。

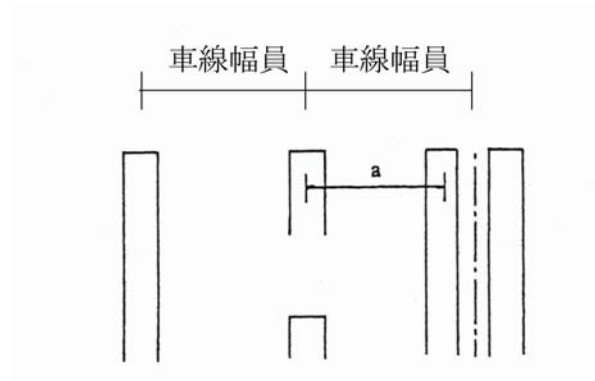


図 1-29

3 歩道がない箇所での外側線は、標識令第7条にいう区画線であり幅員に関係なく設置するものとする。

4 標示位置

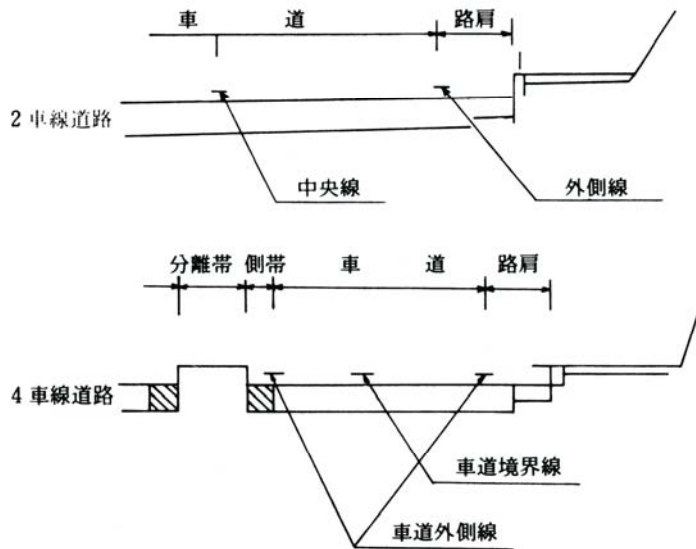


図 1-30

5 高速道路等の出入口、分岐点、登坂車線又は乗合自動車停留所の付近に設置する場合の車線境界線。

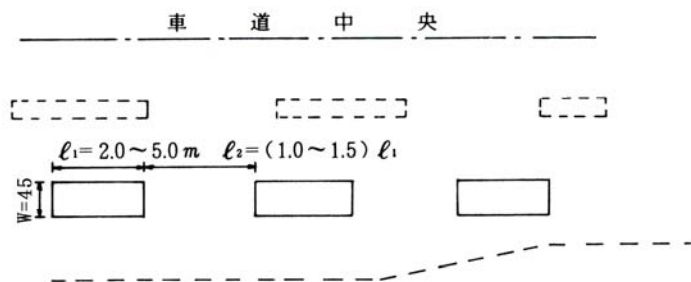

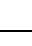



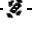
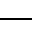
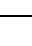
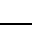
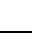



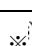


図 1-31

道路標示施工延長換算表（参考）

表1-28 文字、数字、記号の面積・延長換算表

種別	面積	幅15cm換算 施工実延長	所要材料 換算表	種別	面積	幅15cm換算 施工実延長	所要材料 換算表
	(cm ²)	(m)	(m)		(cm ²)	(m)	(m)
	18,288.00	12.19	14.60	専	11,250.00	7.50	9.00
×	14,219.67	9.47	11.30	用	15,750.00	10.50	12.60
※ 8	4,773.60	3.18	3.80	優	13,755.00	9.17	11.00
※ -	450.00	0.30	0.30	先	11666.87	7.77	9.30
※ 2	3,460.80	2.30	2.80	7	3,870.00	2.58	3.10
0	4,563.00	3.04	3.60	-	600.00	0.40	0.50
20	27,749.81	18.49	22.10	9	4,677.10	3.11	3.70
30	29,014.60	19.34	23.20	□	225.00	0.15	0.20
40	29,711.00	19.80	23.70	3	2,107.00	1.40	1.70
50	27,863.94	18.57	22.20	0	2,485.50	1.65	2.00
※ 60	29,372.70	21.08	25.20	1	2,250.00	1.50	1.80
低	20,829.25	13.88	16.60	 対角 2m	29,959.67	19.97	23.90
中	15,150.00	10.10	12.10	 ※対角 4m	79,348.67	52.89	63.40
高	22,650.00	15.10	18.10	 直径 2m	35,593.16	23.72	28.40
白	9,360.00	6.24	7.50	 ※直径 4m	97,372.66	64.91	77.80
動	11,337.50	7.55	9.10	 大きさ 1m×2m	26,872.00	17.91	21.40
車	9,400.00	6.26	7.50	 大きさ 2m×4m	74,866.84	49.91	59.80
（	2,625.00	1.75	2.10	 参考図形			
二	5,600.00	3.73	4.50		2,306.94	1.53	1.80
輪	12,427.50	8.29	10.00		21,840.00	14.56	17.40
を	2,710.00	1.81	2.20	 λ 5m	9,375.00	6.25	7.50
除	1,295.00	0.86	1.00	 λ 6m	9,993.60	6.66	7.90
<	10,738.50	7.16	8.60	 λ 5m	13,727.20	8.91	10.60
軽	10,632.25	7.09	8.50	※  λ 5m	14,485.90	9.65	11.50
面	11,450.00	6.63	9.20	 λ 2m	3,750.00	2.50	3.00
バ	9,000.00	6.00	7.20	◇	24,765.82	16.51	19.80
ス	7,907.50	5.27	6.30	▽	26,567.00	17.71	21.20

- 注) 1 「種別」は標識令第10条の様式を示す、ただし、※印は、路面標示ハンドブック「資料」3(4)文字、記号等の寸法図に示されていないものである。
2 「所要材料換算長」は重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、材料の使用量を算出するのに用いる。

6 視線誘導標

6-1 目的

視線誘導標の設計にあたっては、「視線誘導標設置基準・同解説(案)」によるものとする。

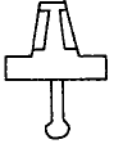
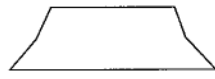
6-2 縁石鉾

歩車道境界の車道側縁石には縁石鉾を設置することを標準とする。

縁石鉾設置にあたっては、「道路鉾設置基準・同解説(案)」(平成5年10月 日本道路協会)を参考とすること。

(1) 設置間隔

表 1-29

	曲線区間	直線区間
 緑地帯部	「道路鉾設置基準・同解説(案) 昭和56年3月」に基づき最大4m	10m間隔とする
 歩道部	上記のとおり	4m間隔とする。

7 視覚障害者誘導用ブロックの設置について

視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する関係図書等を下記に示す。

関係図書	発行年月	発行者
視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60.9	日本道路協会
視覚障害者誘導用ブロック設置指針について	S60.8.21	道企発 第39号
〔改訂版〕道路の移動円滑化整備ガイドライン	H20.2	国交省道路局

使用にあたっては最新版を使用するものとする。

8 道路反射鏡

8-1 道路反射鏡の設計に用いる示方書等

道路反射鏡設置にあたっては「道路反射鏡設置指針（昭和55年12月 日本道路協会）」「道路付属物の基礎について（昭和50年7月 道企発第52号）」を参考とすること。

8-2 設計風速

道路反射鏡の設計風速は、50m/secを標準とする。

9 地点標

地点標設置の計画・設計は「地点標設置指針・同解説（案）（平成5年5月 国道第一交通安全事業係長 事務連絡）」により行うものとする。

9-1 適用の範囲

本指針は、道路法の道路のうち、原則として自動車専用道路を除く一般国道、都道府県道及び幹線的な市町村道に、道路管理者が地点標を設置する場合に適用する。

9-2 地点標設置の基本方針

地点標は、道路管理者が道路の管理を行う際に必要な施設であり、道路利用者に対しては、現在位置、目的地までの距離、走行方向の確認等の情報を提供するものである。

地点標の表示内容、表示方向及び形式等については、本指針に従うものとし、各地点の利用形態を考慮して設置するものとする。また、道路の付属物として沿道景観との調和に十分留意することとする。

9-3 設置の方法

地点標の設置に際して、以下の項目に留意するものとする。

- (1) 地点標は、原則として当該道路の上り線及び下り線の左側路端に設置する。
- (2) 当該道路の安全かつ円滑な交通を妨げないように、建築限界を侵さないように設置する。
- (3) 地点標が沿道施設等の出入口（乗入口）、交差点内等に位置し、障害となる場合は、位置または形状を変更することができる。なお、移設距離は20m程度を限度とする。
 - (a) 出入口（乗入口）については、以下のように1m以上離すこと。

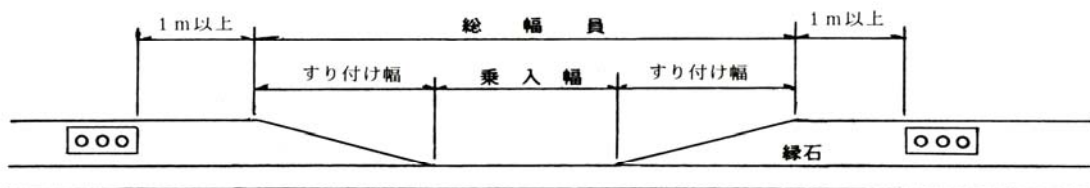


図1-32

- (4) 表示板の表示角度は、道路利用者の視認性を考慮する。
- (5) 路線が重複する区間、バイパスの供用等における地点標の設置の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (a) 路線が重複する場合は、上位の路線に係わる地点標を設置する。
 - (b) バイパス等の供用により路線が変更された場合は、当該区間に係わる地点標を移設する。

9-4 起点と距離程

- (1) 距離程は、起点から終点までを一連の数字で設定するものとし、路線が重複する場合等、特殊な場合の距離程の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (a) 路線が重複する場合においては、下位の路線の重複区間以外の区間では重複区の距離を考慮して、距離程を設定する。また、路線が起点から重複する場合は、下位の路線については枝分かれした地点を表示上の起点とすることもできる。
 - (b) バイパス等が整備され、一つの路線で現道、新道の両方が存在する場合は、新道に係わる距離程は起点から測定した距離とし、現道に係わる距離程は変更しない。
- (2) 距離程は、起点から車道中心の路面の延長を測定したものとする。上下分離した区間は下り線の右側の車道端で測定する。精度は2,000分の1以上とする。
- (3) 500mにあたる百メートル標には道路水準点を設置する。500mにあたる百メートル標の位置が道路の構造地形等の制約のため道路水準点設置に適さない場合は400mにあたる百メートル標の位置に変更することができる。
- (4) 地点標の設置状況は地点標成果表を作成して記録しておくものとする。

9-5 表示内容

- (1) 地点標に表示する情報は、基本的に路線番号、起点名及び起点からの距離に関する情報とし、道路と地点標の種類によって、情報を提供する対象者、表示内容を原則として以下のように設定する。なお、起点名には英語を併記する。

表 1-30

		都市間の道路	都市内の道路
補完標	キロメートル標	対象者：走行車両の運転者 表示内容：路線番号、起点名及び起点からの距離又は起点からの距離のみ	対象者：主として走行車両の運転者 表示内容：路線番号、起点名及び起点からの距離
	百メートル標	対象者：主として走行車両の運転者 表示内容：起点からの距離	対象者：走行車両の運転者以外 表示内容：路線番号、起点からの距離
	ポイント標	対象者：走行車両の運転者 表示内容：起点からの距離 必要に応じて、路線番号	対象者：走行車両の運転者 表示内容：起点からの距離 必要に応じて、路線番号

- (2) 緊急時の連絡等に用いるため地点標の基礎情報(路線番号および路線名、方向、起点からの距離、設置地点の地名、標高、道路管理者名および連絡先等)を(1)の情報と別に表示することとする。
- (3) 主要目的地までの距離、地先名、経過地からの距離等を表示することが必要な場所においては、付加情報としてこれらを表示することも可能とする。
- (4) 表示する起点名については必ずしも道路法上の起点名にこだわらず利用者にとってわかりやすく使いやすい起点名を表示することも可能とする。

9-6 表示方法

(1) 路線番号及び起点からの距離に関する情報の標示板の様式を以下のように定める。

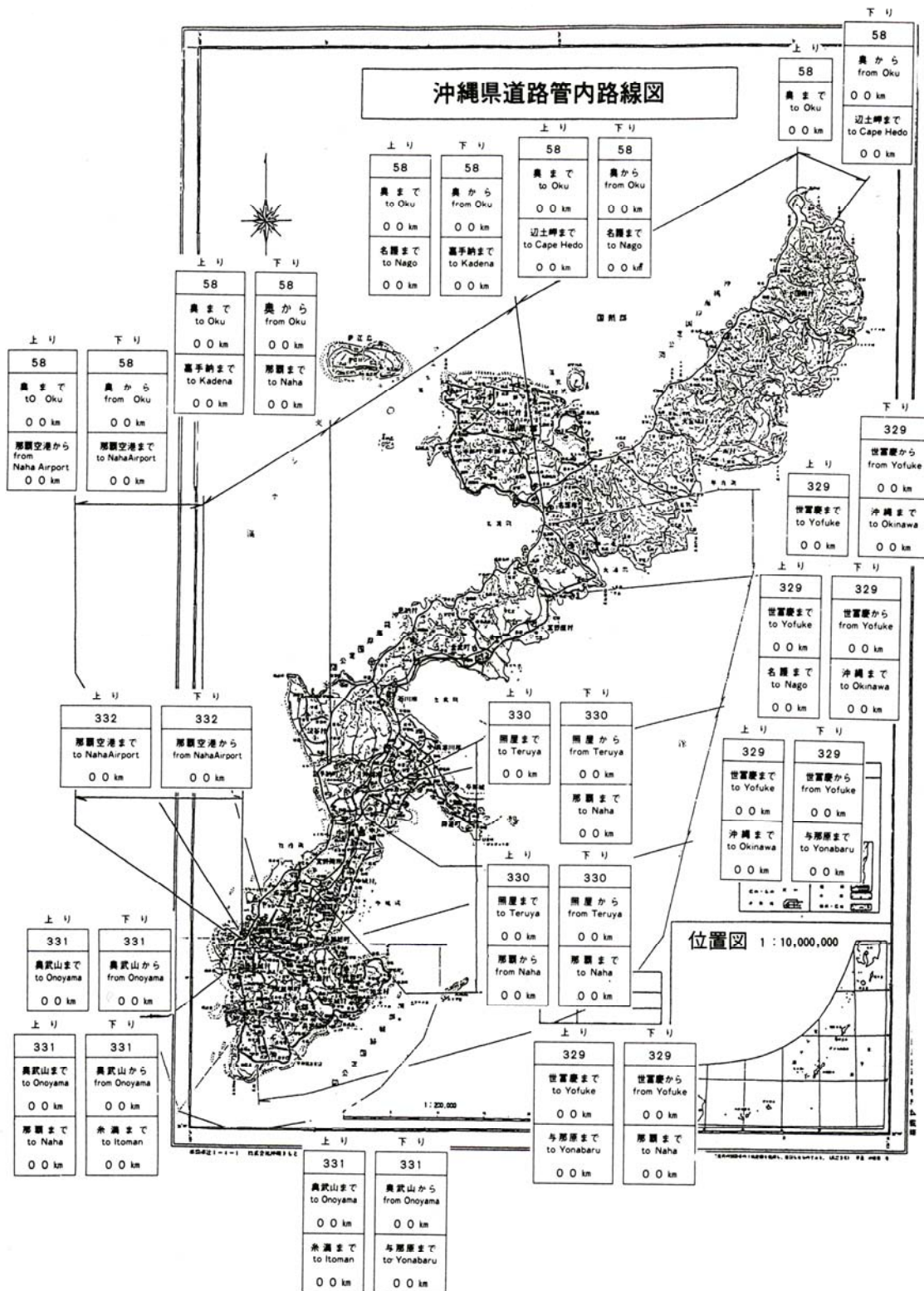


図 1-33

(2) 起点の表記方法に関しては、原則として下り線に設置する場合は「〇〇から」、上り線に設置する場合は「〇〇まで」とする。

(4) 地点表に添付する基礎情報は以下の様式とする。

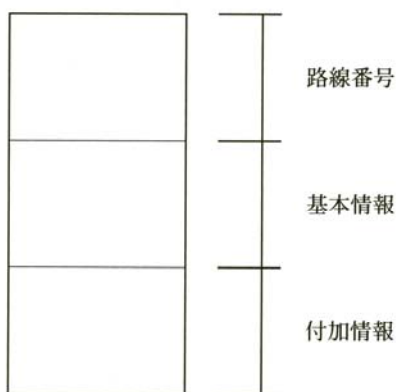


図 1-34

9-7 地点標の形式

(1) 地点標の形式は、原則として三角柱式、パネル式及び埋込式の3種類とし、次表を参考として道路の種類、設置場所等に応じて選択するものとする。

表 1-32

			都市間の道路	都市内の道路
キロメートル標		三角柱式	△	○
		パネル式	○	△
		埋込式	×	△
補完標	百メートル標	パネル式	○	×
		埋込式	△	○
	ポイント標	パネル式	△	○

○：主として使用 △：必要に応じて使用 ×：使用しない

注) 都市内の道路では三角柱式を基本とするが、三角柱式が設置できない場合はパネル式で、また、三角柱式やパネル式が景観にそぐわない場合は埋込式で対応することも可能とする。

- (2) 基礎情報については、プレート裏または支柱等に添付する
- (3) 地点標の設置に際しては以下の点に留意すること。
 - (a) 認識を容易にするために短区間で地点標の形式を変えることは避け、路線毎や区間毎に統一することが望ましい。
 - (b) 視認性が確保されるよう、設置場所の状況等に応じて表示板の高さ等を適切なものとするよう留意する
特に、積雪寒冷地においては冬期の視認性の確保に配慮するとともに、除雪作業等の支障とならないように留意する。
 - (c) 歩行者、自転車等の安全な通行の妨げとならないよう十分留意する。
 - (d) 地点標の形式を、地域性等を生かしたデザインとすることも可能とする。
 - (e) 路上の設置物としての美観及び沿道景観との調和に配慮する。
 - (f) 埋入式で路肩（縁石）に設置する場合、固定部（ボルトなど）は、面取りされたものを使用すること。

10 自転車駐車場

10-1 自転車駐車場の設計に用いる示方書等

自転車駐車場の設計に当たっては「自転車駐車場設置基準（案）自転車駐車場設置基準に関する調査報告書（平成19年1月、日本道路協会）」自転車等駐車場設備技術の手引き検討調査報告書（平成19年10月（財）自転車駐車場整備センター 路外駐車場の人力収納式のみ規定）を参考とする。

11 道路情報収集装置

11-1 目的

道路情報収集装置は、道路における落石・法面崩壊・路面冠水等の災害を迅速に収集し、道路管理の迅速化に資するほか、道路情報提供装置により情報を提供し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

11-2 道路情報収集装置の種類

道路情報収集装置の種類は、以下の示す種類からなる。

- ①CCTV（ITV） ②落石検知器 ③地滑り検知器または傾斜計
- ④路面冠水検知器 ⑤地震計 ⑥越波計 ⑦車両感知器 ⑧雨量計 ⑨風向風速計
- ⑩情報コンセント ⑨車両自動計測装置 ⑩その他、トンネル警報装置、非常通報連絡装置、CO濃度計等がある。

11-3 道路情報収集装置の設置位置

道路情報収集装置の設置位置については、道路情報収集装置整備ガイドライン（案）（H13.3.30）によるほか法面点検等で監視の必要のある箇所や過去に道路の被災（落石・法面崩壊・越波等）を受けた箇所、高架橋などの重要構造物で監視を行う必要がある箇所に設置を行うものとする。

なお、CCTV（ITV）の設置については、建設省（現国土交通省）と警察庁との間で「一般道路におけるITVの設置・運用について（平成12年6月8日）」の了解事項が交わされ、次の6項目について緊急的に設置を行うこととしている。

- ①落石・崩壊、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流のおそれがある箇所
- ②積雪若しくは凍結による交通障害、地吹雪（吹溜まり）又は雪崩のおそれがある箇所
- ③波浪又は高波による越波又は洗掘のおそれがある箇所
- ④アンダーボックスや河川沿いの道路等の降雨による鹹水や浸食のおそれがある箇所
- ⑤トンネル、落石履工等の火災や災害の発生時における避難行動に制約を受ける箇所
- ⑥地下横断施設、共同溝の入口、受電設備等の管理用機側施設、道路上のエスカレーター等の施設の管理やセキュリティの観点から重要な箇所

11-4 道路情報収集装置の設置計画

道路情報収集装置の計画にあたっては、既存の機器と新設計画の基数及び設置場所について検討し、計画的に設置するものとする。

11-5 道路情報収集装置の防護工

道路情報収集装置の防護工は、損傷を受けるおそれのない場所以外について、設置を行うことを原則とする。

防護工は、防護柵（AP）を標準として設置するものとする。

12 道路情報提供装置

12-1 目的

道路情報板は道路利用者に道路の情報を的確迅速に与え適切な運行を判断させるために設けるもので、異常気象時における通行規制の情報、霧・落石などの場合による通行注意に関する情報並びに道路に関する工事、及び交通事故に起因する交通渋滞又は通行規制の情報を提供することにより交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

12-2 道路情報板の種類

道路情報板はHL形とする。

主として広域情報を提供する場合、及び近距離でも特に重要な情報を提供する必要のある場合に設置されるもので、原則としてLED式を採用し、遠隔操作の可能なものとする。設置法はオーバーヘッド方式またはオーバーハング方式とする。

12-3 道路情報板の設置位置

都市の出口、場合によっては入口でその後の迂回路選択が出来る等の適切な位置、並びに重要な幹線道路との交差点の手前、及び規制区間手前の適切な位置に設置する。

12-4 設置計画

道路情報板は、現地の情報表示板と遠隔操作をする主制御器から構成される。計画に当たっては、既存の基数と新設計画基数及び設置場所並びに遠隔操作方法について検討し、計画的に設置するものとする。

遠隔操作については、将来の道路管理体制からみた事務所あるいは出張所のいずれかが行うものとして主制御器を設置する。なお、主制御器を新設又は更新する場合は、既存の情

報板の基数と新設計画基数を含めた容量で計画する。また、既存の情報板についても更新時期も合わせて計画しておくものとする。

12-5 道路情報板の防護工

道路情報板の防護工は、損傷を受けるおそれのない場所以外について、設置を行うことを原則とする。

防護工は、防護柵（A P）を標準として設置するものとする。

13 管理者明示シール

本設計要領で規定のあるもののほかは、管理者シールを張付するものとする。

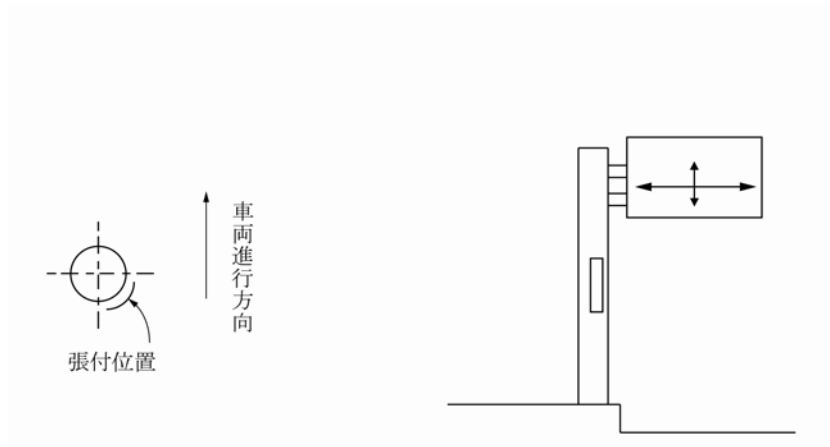


図 1-35 柱類（標識柱、防護柵、視線誘導票等）の場合

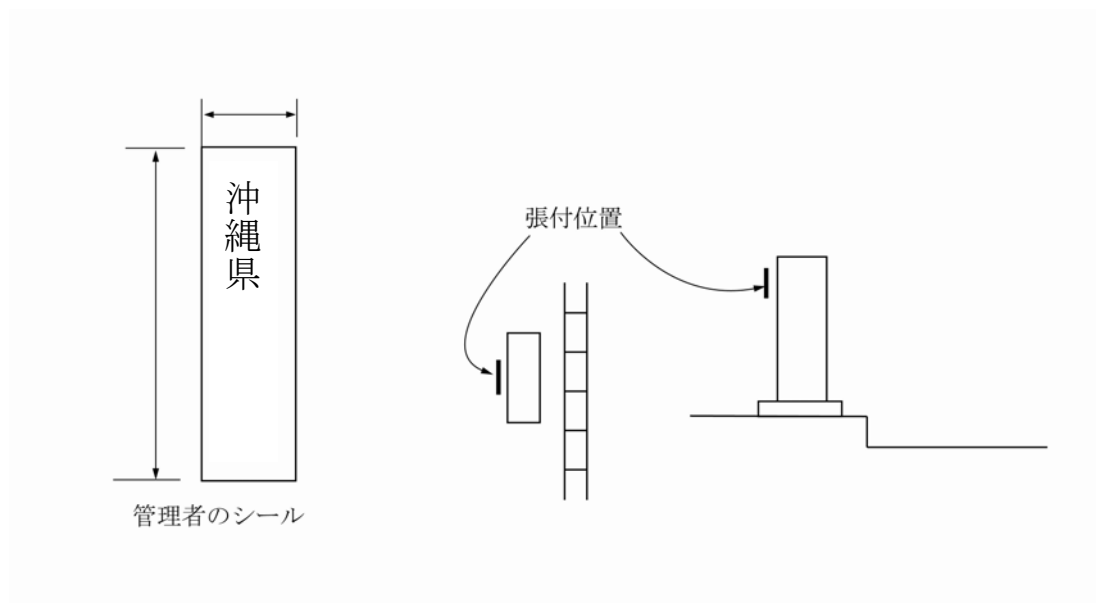


図 1-36 箱類の場合